

駐車施設について（国分寺市まちづくり条例・施行規則より抜粋）

条例別表第3の5の項（駐車施設）

- (1) 自動車駐車場（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条（自動車の種類）に規定する普通自動車の駐車のための施設をいう。以下同じ。）、自動二輪車駐車場及び自転車駐車場は、別表第6に定める基準により当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置すること。
- (2) 共同住宅等で計画戸数が16戸以上の開発事業については、路上駐車防止のため、荷さばき用、来客用等の一時的な自動車の駐車空間を確保すること。
- (3) 前2号の規定は、近隣商業地域又は商業地域における主として住宅の建築を目的とする開発事業であるとき又は開発区域の形状、接道の状態、周囲の状況、立地条件等により敷地内に自動車駐車場、自動二輪車駐車場及び自転車駐車場並びに荷さばき用、来客用等の一時的な自動車の駐車空間を確保することが困難であると市長が認めるときは、全部又は一部を適用しないことができる。
- (4) 開発区域が近隣商業地域又は商業地域とその他の用途地域にわたるときの前号の適用については、規則に定めるところによる。
- (5) 駐車施設の設置に関する基準のうち、規模、規格その他の事項は、規則で定める。

条例別表第6（駐車施設の基準）

建築物の用途	自動車駐車場	自動二輪車駐車	自転車駐車場
ワンルーム建築物	当該住宅の戸数に6分の1を乗じて得た台数以上	当該住宅の戸数に10分の1を乗じて得た台数以上	当該住宅の戸数と同じ台数以上
共同住宅等 （ワンルーム建築物を除く。）	当該住宅の戸数に10分の3を乗じて得た台数以上	当該住宅の戸数に10分の1を乗じて得た台数以上	当該住宅の戸数に2を乗じて得た台数以上
店舗面積の合計が1,000㎡以上の店舗	想定利用者数及び荷さばきを要する想定利用台数に基づき事業者が作成する駐車施設計画書を考慮し、市長が定めた台数		
児童福祉施設、老人福祉施設その他これらに類するもの	荷さばき、来客用等の一時的な自動車の駐車空間その他施設の性質に応じ、市長との協議により定めた台数。ただし、施設の性質上市長が駐車施設の必要性がないと認めるものについては、適用しない。		

備考

- 1 共同住宅等の自動車駐車場については、計画戸数が16戸以上の開発事業に適用する。
- 2 台数について1に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 建築物が複数の用途にわたるときの設置すべき駐車施設の台数は、それぞれの建築物の用途ごとに設置すべき台数の合計とする。

施行規則別表第4の3の項（駐車施設）

- (1) 主として住宅の建築を目的とする開発事業であつて、開発区域が近隣商業地域又は商業地域とその他の用途地域にわたるものについては、条例別表第3の5の項第4号に規定する開発事業とみなして、条例及びこの規則の規定を適用する。ただし、設置する駐車台数については、条例別表第6に定める基準により算定した最低限度の台数に当該開発区域の面積に近隣商業地域又は商業地域以外の用途地域に係る部分の面積が占める割合を乗じて得た台数を最低限度とすること。
- (2) 自動車駐車場、自動二輪車駐車場及び自転車駐車場は、それぞれ次に定める基準により設置すること。
 - ア 自動車駐車場（障害者のための自動車駐車場又は機械設備等を用いる自動車駐車場を除く。）の1台当たりの規模は、縦5メートル以上、横2.3メートル以上を標準とし、容易に駐車できるように配置するものとする。
 - イ 自動二輪車駐車場（機械設備等を用いる自動二輪車駐車場を除く。）の1台当たりの規模は、縦2.3メートル以上、横1メートル以上を標準とし、容易に駐車できるように配置するものとする。
 - ウ 自転車駐車場（機械設備等を用いる自転車駐車場を除く。）の1台当たりの規模は、縦2メートル以上、横0.5メートル以上を標準とし、容易に駐車できるように配置するものとする。